

## 裁判官評価制度についての意見

名古屋高等裁判所裁判官 小林 克美

2001.12.21

1. 裁判官の人事評価において、最も問題であるのは、トップとボトム(それぞれ全体のおおむね10%)の処遇を客観的に説明することができるか、という点だと考えます。
2. トップ約10%については、上層部の私的評価を排して、全裁判官及び職員による評価を重視すべきであるし、ボトム約10%については、同僚裁判官、裁判所職員のほか、弁護士会、検察庁、裁判所利用者などによる外部評価を重視すべきだと考えます。
3. トップとボトム以外の裁判官については、可能な限り均等な処遇をすることが、裁判官の独立を守る上で不可欠だと考えます。均等な処遇という点で是非とも実現すべきことは、希望者が殺到している大都市勤務の裁判官に都市手当を支給するのを止め、過疎地へ勤務する裁判官に厚い手当を支給して、需給バランスに見合った処遇をすることです。大都市部で民間に有能な人材を奪われる一般公務員の場合と裁判官を同等に処遇するのは明らかな誤りです。